

脇指の拭被^レ仰付けるに、正宗の箱の内へ當麻の御腰物一腰入りて有^レ之。光甫拜見し、是は御家に無^レ隱當麻にて候。然るに此の内へ入れ置かせらるゝ事、御目つよく候間、正宗に可成物と被^レ思召ての事なるべし。劔を情に入れ磨き候はゞ、正宗に可成候間預り度と願ふ。老中詮議の上、光甫に被^レ渡。光甫請取、京都へ歸りて、隨分正宗の劔にして、扱江戸の家元へ極に遣しけり。家元隨分能き出來の物なれ共、正宗には不可成とて極めず。光甫口惜しき事なりと、晝夜工夫をこらしけるに、或時黄昏に、家名は忘れぬ六右衛門といふ心易くする町人來りけり。幸ひ隙なる故に、今夜は寛々咄し候へとて、僕を歸し、かけ向ひに居て、世上の事どもを咄しける内に、六右衛門云ひけるは、我等隠居の身となり、浮世を一筋に性に入れ、佛の道のみ願候へども、中々佛には容易に成間敷と存候に付き、頃日は一向佛になる分別を止めて、たゞ能き六右衛門に成るべしと工夫して嗜めば、いつの頃よりか家内の者共、六右衛門さまには佛のやうにならせられたりと譽むるとぞ咄いたしければ、光甫つくづくと此の咄を聞きけるに、風と立ちて、

今夜は俄に隙入の事出來したり。おかへりあれといふ。六右衛門甚だ不興ながら無理にかへし、扱光甫はかの當麻の御腰物を藏より取出し、正宗の劔をば止めて、やはり當麻の劔を極上にして、やがて江戸の家元へ下しけるに、家元にて正宗の正身也と極めたり。依りて光甫より御家へ上げけりとなり。最初光甫、正宗にせん／＼と仕たるゆゑに似せものに成り、家元にも請合はず。然るに當麻の極上の劔にしたれば、其上は正宗の外成るべきものなし。故に家元にては正宗に極めたりと。按ずるに、右は萬治元年中納言利常卿薨逝後の事にて、參議中將綱紀卿國務のはじめ頃の事なりと聞ゆ。但し右當麻の腰物は、無銘なる故に、後に正宗と極めたるなるべし。無銘物は、本阿彌の極めにて、當麻とも正宗とも、其作体に據りて極る也といへり。利常卿の時は本阿彌光甫へ、寶藏の名劔どもの手入方をば、いづも命ぜられたる事、左の書寫にても知られけり。考證にも今爰に記載す。

新藤五國廣之御わき指・同國光之御わき指、右二腰指下し申候。國光劔を仕候て、ことのほか見事に罷りなり申候。

ことに此のたびのときにて御わき指見事に罷り申候。此の御わき指□□新藤五はよそにはありかね申候。

一、國廣は□□御拵仕合口あわせ申候。

一、池田國光・長義・貞宗三こしの□□□□も只今指下し申候。御拵さやつかは當月廿八日に出來仕候。

一、二王三郎並に相州物の御つかさや只今進じ申候。御合候て御用の時御上げ可被^レ成候。

一、長光の御こし物も近日出來仕候。めづらしきさま取出し申候ゆゑかけさせ申候。一だん見事に御さ候。

一、三郎兵へに被^レ仰付候御道具、ゆだんなくいそぎ申候。刀はわたくし方へうけ取申候間、先づ／＼しらすやにても指下し、御拵へのこのみ、はかまいり不^レ申候ゆゑ、身計出かし申候。□□□御拵の時又きず付申候ゆゑ、可^レ仕やう無御座□□仕候。恐惶謹言。

七月廿一日

本阿彌光甫

荒 六兵様 人々御中

一筆啓上仕候。仍御ぢん脇指御つかさや出來仕候間、只今達部九郎兵衛殿に御下し候様にと、三浦勘右衛門殿などへ

相渡し申候。御拵は見事、右之まゝにて御座候。下略。

八月廿二日

本阿彌光甫

古 左近様

品 左門様 人々御中

因みに云ふ。前田家に傳來する菊一文字の腰物は、始祖大納言利家卿の指料にて、後鳥羽天皇の御作、重器の其の一なりしが、參議中將綱紀卿の時、二條左大將吉平公を招請せられ、彈引出物に贈られたり。其の頃納戸奉行右刀劍の由緒も不知、代金七十枚許の道具と命ぜられたるに依りて、代附に任せて撰出したり。残念の事也、と可觀小説に載す。重器類は悉く貞享年中に取調べられ、薪丸の寶藏へ納めらるといへども、かゝる事などにて他家へ離散するもありしと聞ゆ。

○傳太・小鍛冶靈劔來歷

大傳太の太刀・小鍛冶の長刀は前田家重代の寶劔にて、舊藩中は藩侯關東參勤の時、右靈劔の太刀と長刀とを替々守護の爲め持たせらるゝ例にて、其の靈劔を納められし唐櫃をば、俗に天神長持と稱し、道中甚だ鄭重の扱ひにて、路